

文化資料室ニュース

第12号 2010年11月・札幌市文化資料室発行

「平成22年度文化資料室企画講演会」について主催者からの報告

— 小川千代子・瀬畑源両氏の講演から — (総務局行政部文化資料室資料担当係長 竹内 啓)

平成22年10月15日(金)、文化資料室主催による企画講演会が開催された。講演会のメインテーマを『札幌市公文書館に期待すること—利用者としての視点から—』と設定し、国際資料研究所代表の小川千代子氏と一橋大学大学院博士課程の瀬畑源氏の両氏に講師をお願いした。

この企画講演会は、他の市民参加型事業やホームページ(8月末に収蔵写真資料のウェブ公開も開始)の更新、各種刊行物による事業活動紹介と合せて、当室の重要な情報発信手段と位置づけており、2年前の第1回開催(講師は沖縄県の仲本和彦氏)以来、毎年秋に開催している。特に今年は昨年策定した「札幌市公文書館基本構想」を基本計画、基本・実施設計へと発展させ、公文書館整備計画を具体化していく重要な年でもある。

そこで、日頃から公文書管理法や情報公開法に関して積極的に情報発信を続けられている上記お二人を講師としてお招きし、来年春に施行予定の公文書管理法や改正の動きが急な情報公開法も念頭に置きつつ、公文書館利用者としての視点、利用者のための視点に立ち、新しい公文書館には何が求められているか、何を期待されているかについて熱く語っていただいたというわけである。



当日の会場は40名ほどで満席となるため、今回も残念ながら関係者のみのクローズド開催

であった。ただ、この講演録は来年3月刊行予定の当室研究紀要に質疑内容も含めて完全収録するので、ぜひともご覧になっていただきたい。当日回収したアンケート結果でも、「小人数にはもったいないほどの内容」、「講演・質疑にもっと時

間を取ってほしかった」などと多くの参加者から賛辞が寄せられた。その充実した講演内容をこの僅かな行数で要約することは至難であるため、ここでは印象深い何点かを挙げるにとどめたい。

小川さんの講演は総論・概説的なお話で、まさしく基調講演にふさわしいと感じたが、基礎的知識を踏まえつつも最新の海外動向や、行政利用の一般利用換算率(小川さんオリジナルの公式)、他の公文書館における先行事例紹介など、教育者としての目とコンサルタントとしての目の両方が随所に光る内容で、提言にも説得力があった。

瀬畑さんの講演は聴く者の緊張を緩めないその絶妙な論理展開と的確な時間配分に脱帽した。ブログの切れ味そのままの入念なりサーチと舌鋒の鋭さにも圧倒されたが、中でも「公文書管理は『政治』である」という主張は白眉と言えた。制度の運用に「理念」が必要ということだが、私は新法の両院附帯決議第1項「公文書管理の改革は究極の行政改革である」を思わず想起した。



巧まずして、
①総論と各論、
②大御所(小川さん、すみません、深い意味はありませんよ)

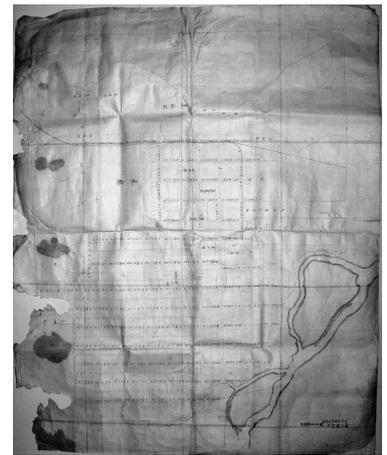
と新進気鋭という図式になったが、開館までにはまだ日もあり、ようやく5、6合目に達したあたりの当室にとっては、清新で刺激的な内容に満ちた企画講演会となった。当室の今後の事業展開に貴重な指針を示していただけたと感謝している。

以上、非常に雑駁な報告で講師のお二人には申し訳ない限りだが、詳しくは『札幌市文化資料室研究紀要』第3号を直接手に取って読まれることを期待して、主催者からの報告といたしたい。

明治14年大村耕太郎作成の『札幌市街図』と条丁目の区域

札幌市文化資料室榎本洋介

札幌市文化資料室所蔵『大村耕太郎氏資料』の中に「札幌市街図」と名付けた地図がある。102 号紙と 123 号紙の地図で、「明治十四年七月調 御巡行御用取調掛大村耕太郎」と記載され、当時の札幌市街地（後の札幌区）の地図上に朱書で条丁目名と朱点線でその区域を示しているものである。明治 14 年に明治天皇が札幌へ来ることになり、御巡行御用取調掛となった大村耕太郎が札幌を紹介するための資料として作成したもので、提出したものの控えと思われる。



『大村耕太郎資料』中の『札幌市街図』

明治 14 年 6 月 25 日それまで国郡名を付した通と番地が表示していた札幌市街の町名を条と丁目に改正した（開拓使布令類聚）。改正の理由を通路のための町名となっていること、町数が増えたときに郡名では限りがあること、東西や南北の通が創成川や大通を挟んでそれぞれ違う通名であり煩雑であること、郡名が俗人に読みにくいことなどをあげている（『取裁録』北海道立文書館 3854・80）。さらに開拓使の地理課では、条丁目の区画の区域の分け方について詳しく説明している。

この町名改正の布達に対して、当時札幌市街を管轄していた札幌区役所は、新町名は今までと同じく通名なのか、南 1 条西 1 丁目という区域を示すのか、両様の図面を付して伺を立てた。布達では、地理課の考えのような区域は示されなかったらしい（『取裁録』道文 4595・102）。現在までに発見した布達案でも付属図や区域か通か示す言葉はない。単に旧町名の郡名に対応させて新町名である南 1 条や東 1 丁目などが記されているだけである（前出『取裁録』3854・80）。区役所への指令案では「何之趣地第一図之通」となっていて、付属図が付されていたらしい。しかしこの指令案のあとに朱書で「地第一図ハ地図担当者へ預ケ置ク」とあり、代わりに「参考ノモノ 戸籍課見込図」と朱書された袋中に市街図上に条丁目の町名とその区域が朱書された地図が入っている。この地図は、上記の『札幌市街図』と同じではない。『札幌市街図』は、天皇に札幌のことを紹介するという作成事情から考えて、当時決定した条丁目のそれぞれの区域を示したものの、つまり札幌区役所に示した「地第一図」を写した可能性が大きい。

明治 13 年に現在地の南 1 条西 1 丁目に移転開店した秋野薬店の『秋野家百周年沿革誌』によると明治 13 年当時について「南 1 条通りは北側が南 1 条、南側が南 2 条となっていた」としている。しかし秋野薬店は、『札幌繁栄図録』（明治 21 年）、『札幌区諸営業人一覧表』（21 年）、『札幌区実業家便覧』（28 年）などでは南 1 条西 1 丁目と表記され、『札幌商工人名録』（44 年）や明治 35 年 3 月 11 日付北海タイムス紙掲載の「商業登記公告」では南 2 条西 2 丁目となっている。同様なことは、東の方面でも起こっていて、現在南 2 条東 3 丁目にある札幌神社頓宮は、遙拝所とも言われていたが、明治 34 年 9 月 3 日付北海タイムス紙では南 1 条東 3 丁目と表記され、明治 43 年 11 月 3 日付同紙では南 2 条東 3 丁目と表記されている。これらの表記の違いは、明治 14 年の町名改正以降に条丁の区域決定ないしは変更がされた可能性もあるが、現在までの調査ではそのような形跡は見られない。戸籍作成や地券発行の問題があり、区域が決められなかったことはないはずであるから、誤認による誤記や単純に印刷時の誤植の場合も考えられるが、それだと例が多すぎるだろう。

大正 14 年に明治 43 年周囲の町村と境界変更して札幌区に編入された地域に町名を設定した。明治 14 年の町名変更以来の大幅な町名設定である。その際に、「町名変更新設ニ関スル標準」中に「四、従来条丁ノ区域ノ標準」があり、条丁の区域を詳述している。これには「従来」とあることからすでに決まっていたものを表記したと考えられる。しかし『札幌市街図』の条丁目の区域と相違する部分もあり、明治 14 年から大正 14 年の間で改正された可能性も示唆する。ただ、せっかく作製した地図だが、決定のものではなかったもので、大村の手許に残された可能性も否定できないのだが。（大村耕太郎については、『札幌の歴史』第 2 号を参照下さい）

郷土史相談室だより⑨ 時計台の門柱と塀について

文化資料室では、本年 8 月 20 日から収蔵写真資料のウェブ公開を開始している。以来、閲覧・複写を希望する資料を、あらかじめ用意してこられる利用者が増えており、便利になったとの声が寄せられている。とはいえ、公開している書誌情報はいまだ不十分であり、引続き調査を進めている資料も多い。

たとえば、時計台に関しては門柱や塀が写真の年代を検証する手掛りになることがある。

時計台は明治 11 (1878) 年札幌農学校の演武場として北 2 条西 2 丁目に建てられた。当初は演武場、北講堂、寄宿舍、化学講堂等の建物を含む敷地の周囲に、高さ 5 尺ほどの土塀が巡らされ、前面には木造の門が 2 カ所設けられていた (写真 1)。



写真 1
(明治 14 年)

写真は 1, 2 とも『時計台 今昔写真集』(札幌市教育委員会) より

明治 36 年、札幌農学校は現在の北海道大学がある地に移転し、演武場の建物と旧校地が札幌区に貸下げられたのち、39 年 8 月、それらは同区の所有になるとともに、演武場は現在の北 1 条西 2 丁目の南西角に移転する。

翌 40 年 5 月、大火により札幌郵便局が焼失した。これにより、時計台は局舎が新築される 43 年まで郵便局および電信局として使われていた。修築した際に建物の 1 階正面と翼部の妻に下屋が設けられ (横山尊雄・木村徳国・船木幹也「札幌農学校 演武場と博物館」昭 36)、今日の姿とはずいぶん異なる様相を見せていた。写真を見るかぎりでは、門や塀は施されていないようである。

44 年になると北海道教育会が札幌区より時計台を借受け、附属図書館を開設する (経営の主体は大正 7 年札幌区教育会、同 11 年札幌市教育会に変転)。

門柱と木柵が巡らされてはいるものの、それらがいつ設けられたものかの年代については特定できていない (写真 2)。

戦後は北海道商工経済はじめとする多くの団体が雑居していたが、昭和 24 年、市立図書館の設置が決まると建物は明け渡され、改修が始まるとともに生垣も造成された (『事務概況』昭 24)。併せて門柱も新築されたらしく、現在の門柱が実はこの時建てられたものであることがわかる。「時計台門塀設計図」(時計台蔵)によると、材質は「中硬石」とある。

昭和 33 年には時計台の創建 80 周年を記念して、生垣が撤去され「軟石中古石混合塀」が新設された (『事務概況』昭 33)。「軟石」とは、南区石山を唯一の産地とする札幌軟石のことであり、「中古石」とは中硬石のことであろう。さらに 51 年には、53 年の創建 100 年を期して改修が始まるが、建物の全景がよく見えるようにと、石塀に代わって鉄製のフェンスを設けようとしたところ、札幌軟石を惜しむ声が相次いだ。52 年こうした市民の声は実り、塀に用いられていた軟石等はフェンスの土台として再利用されることになった。平成 10 年には鉄製のフェンスが取除かれて、より一層開放的になっている。最近では、昭和 24 年に設置された門柱と 33 年に設置された軟石等の土台の色調にもいよいよ渋みが増し、時計台の歴史的・文化的価値に重みを加えている。

ところで、52 年の塀の改修を伝える新聞記事の中には、「門柱も新築」と報じたものがある。市文化財課の調査資料には「S52 の塀改修図では門は既存の再用」とあり、『事務概況報告』でも門柱を新築した記述は見当たらない。写真でその変遷を追ってみても、24 年以降に門柱を改築した形跡はみとめられない。こうした誤った情報を把握することも含め、資料の情報を裏付ける史実を明らかにしながら、より正確な情報を提供していきたいと思う。

(郷土史相談員 橋場 ゆみ子)

写真 2 (大正 7 年)



